

# News Release

CONCORDIA  
Financial Group

2025年5月12日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 片岡 達也

コード番号 7186 東証プライム市場

## 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定および継続について

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 片岡 達也）は、2025年5月12日開催の取締役会において、2017年度より導入している信託を活用した株式報酬制度（以下、「本制度」）を一部改定の上、本制度にかかる信託期間の延長および信託への追加拠出について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本制度の詳細につきましては、2017年5月12日付ニュースリリース「取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について」、2019年5月30日および2022年5月25日付ニュースリリース「取締役等に対する株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の一部改定および信託期間の延長

当社は、社外取締役を除く取締役および当社と委任契約を締結している執行役員に対して、当社の株主の皆さまと利害を共有し当社グループ全体の持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に本制度を導入しています。

今般、本制度を一部改定の上2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として本制度を継続します。本制度の一部改定は、2025年6月開催予定の第9期定時株主総会（以下、「本株主総会」）で関連する役員報酬改定議案をご承認いただくことを条件として実施します。改定の詳細につきましては、2025年3月26日付ニュースリリース「取締役等に対する報酬制度の一部改定について」をご参照ください。

#### 2. 信託に拠出する信託金の上限額および信託から交付等がおこなわれる当社株式等の上限数

当社では、退任後に役位に応じて当社株式等を交付する報酬（以下、「信託Ⅰ」）と、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等を交付する報酬（以下、「信託Ⅱ」）の2種類の株式報酬制度を導入しています。

今般、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）および委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」）を対象として、株式報酬の構成割合を引き上げるため、信託に拠出する信託金の上限額および信託から交付等がおこなわれる当社株式等の上限数を以下のとおりとします。

(1) 信託Ⅰ

|                                          | 当社       | 対象会社全体 ※1 |
|------------------------------------------|----------|-----------|
| a) 拠出する信託金の上限 ※2                         | 150 百万円  | 540 百万円   |
| b) 取締役等が取得する当社株式等の数の上限<br>(1 事業年度あたり) ※2 | 71,000 株 | 255,600 株 |

(2) 信託Ⅱ

|                                             | 当社        | 対象会社全体 ※1 |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|
| a) 拠出する信託金の上限 ※2 ※3                         | 480 百万円   | 1,470 百万円 |
| b) 取締役等が取得する当社株式等の数の上限<br>(1 事業年度あたり) ※2 ※3 | 227,000 株 | 695,300 株 |

※1 対象会社は当社、当社の子会社等である株式会社横浜銀行、株式会社東日本銀行および株式会社神奈川銀行となります。

※2 信託報酬および信託費用を含みます。

※3 業績連動係数の最大値適用の場合になります。

3. 信託期間延長後の株式交付信託の内容

| 内容       | 信託契約の内容                                           |
|----------|---------------------------------------------------|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                         |
| ②信託の目的   | 対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与                           |
| ③委託者     | 当社                                                |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)       |
| ⑤受益者     | 対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者                           |
| ⑥信託管理人   | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）                            |
| ⑦信託契約日   | 2017 年 8 月 4 日（2025 年 8 月 8 日付で変更予定）              |
| ⑧信託の期間 ※ | 2017 年 8 月 4 日～2028 年 8 月 31 日（予定）                |
| ⑨制度開始日   | 2017 年 9 月 1 日                                    |
| ⑩議決権行使   | 行使しない                                             |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式                                            |
| ⑫株式の取得時期 | 2025 年 8 月 13 日（予定）～2025 年 8 月 29 日（予定）           |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場から取得                                          |
| ⑭帰属権利者   | 当社                                                |
| ⑮残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内 |

※信託期間終了日が営業日でない場合は翌営業日とします。

#### 4. 取締役等への当社株式等の交付等の方法

##### (1) 業績連動係数の内容

信託Ⅱは中期経営計画の最終事業年度の会社業績指標の業績達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。なお、最終的な業績連動係数は、報酬・人事委員会の審議を経て決定します。

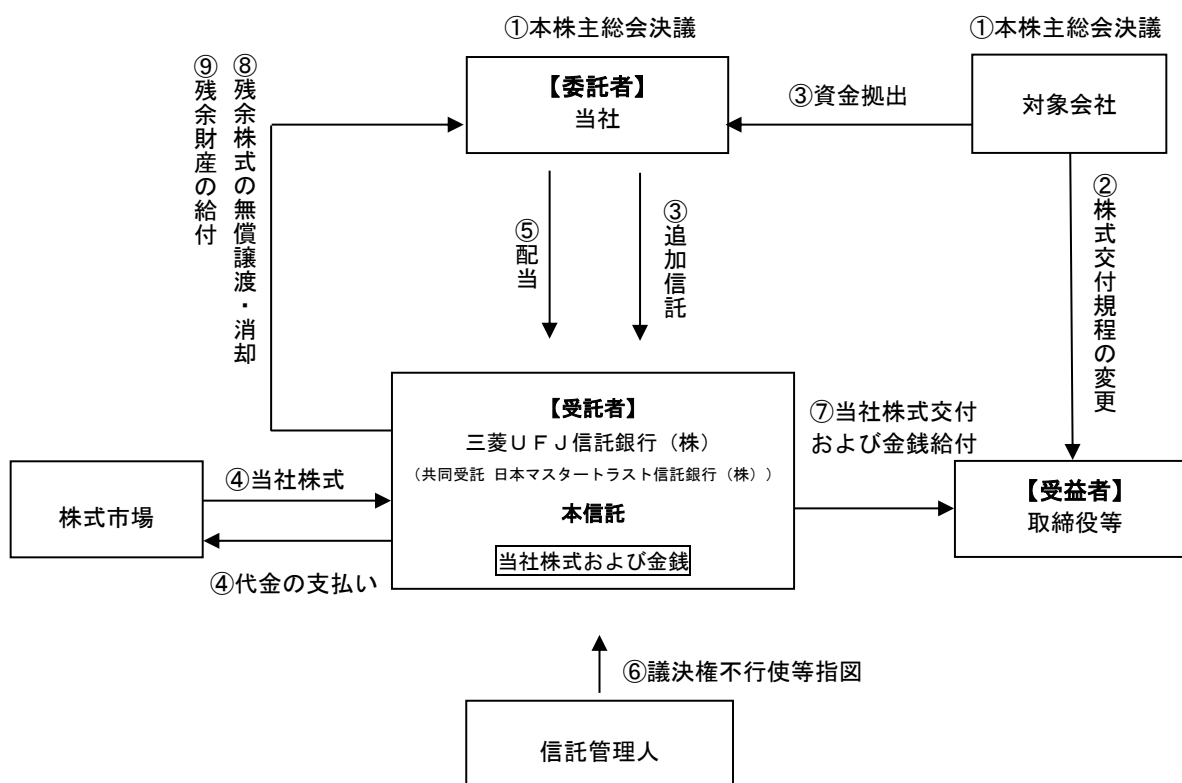
##### (2) 当社株式等の交付等の時期

|     |                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託Ⅰ | ・ 毎事業年度終了後（取締役等の株式保有促進のため、これまで退任後としていたものを変更）<br>・ 交付された株式には対象取締役等のいずれの地位をも喪失するまで譲渡制限の対象 |
| 信託Ⅱ | ・ 対象期間終了後                                                                               |

##### (3) クローバック条項等

取締役等の職務に関し、当社と取締役等との間の委任契約等に反する重大な違反があった場合、急激な業績悪化や企業価値を毀損するような重大事故、不祥事等が発生した場合については、当該取締役等に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役等に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

##### (ご参考) 本制度の仕組み



- ① 各対象会社は、本株主総会において、本制度の一部改定および継続に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の一部改定および継続に関して、対象会社ごとに取締役会において役員報酬に係る株式交付等規程を変更します。
- ③ 各対象会社は、本株主総会の決議により承認を受けた範囲内で、当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、本株主総会の決議により承認を受けた範囲内の金銭に、各対象会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者として、毎事業年度終了後に当社株式の交付を行う信託（「信託Ⅰ」）および対象期間の終了後に当社株式等の交付等をおこなう信託（「信託Ⅱ」）の信託期間を延長します。
- ④ 信託Ⅰおよび信託Ⅱ（以下、「本信託」）の受託者は、信託管理人の指図に従い、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様におこなわれます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、対象取締役等（受益者）は、対象会社の株式交付等規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、対象取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附をおこなう予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に対象取締役等について定められるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

※ 今般の追加信託では、上記④における当社株式の取得を株式市場から実施する予定ですが、2028年の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託をおこなうことにより、本信託を継続する場合には、株式の追加取得をおこなう際、当社（自己株式処分）から取得する可能性があります。

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室  
（横浜銀行 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室内） TEL：045-225-1141